

第2回エコツーリズム大賞募集要領

1 趣旨

エコツーリズムを推進するため、エコツーリズムを実践する地域や事業者の優れた取組みを表彰し、広く紹介するもので、更なる質の向上や継続に意欲を与えるとともに、関係者の連携、情報交換などによる連帯意識の醸成を図ることを目的とする。

2 表彰対象

環境保全を実践する活動、農林業体験を通じた自然への理解を深める活動なども含めた観光の振興、自然環境の保全を通じて地域の振興をめざすエコツーリズムについて特に優れた取組みを行っている団体及び事業者とする。

3 応募資格

- (1) エコツーリズムに取り組む各種団体や事業者
(地方公共団体、地域団体、地域のグループ、ツアー事業者、宿泊業者、交通事業者等)
- (2) 経験年数、法人格の有無、種類を問わない。
- (3) 自薦・他薦の別を問わない。
- (4) 第1回エコツーリズム大賞受賞者も応募資格がある。

4 応募方法

(1) 提出書類

応募用紙又は応募様式により所定の事項を記入し、参考資料、状況写真等を添えて郵送又は持参により提出すること。また、特に優れた取組み分野(別紙参照)が多岐にわたる場合は、それぞれの分野での応募も可能とする。

応募締切は、平成18年12月11日(月)必着とする。

(2) 提出先

〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル4F
エコツーリズム大賞審査委員会事務局(NPO法人日本エコツーリズム協会内)
TEL: 03-5437-3080 FAX: 03-5437-3081

5 審査方法

エコツーリズム大賞審査委員会において、別に定める審査基準により環境保全、観光振興、地域振興などの観点から総合的に評価して、次の各賞を決定するものとする。なお、審査の結果により特別賞を設定できるものとする。

- (1) エコツーリズム大賞
- (2) エコツーリズム優秀賞

6 審査基準

団体、事業者の別に応じて次の観点から審査を行うこととする。

- (1) ルール: 資源管理や保全を目的とする適切なルールが策定・共有されていること
- (2) ガイダンス: 良質なガイダンス(説明や解説)が実施されていること。
- (3) 保全: 地域資源の保全と持続的利用に向けた取組みがなされていること。
- (4) 貢献: 地域の振興や活性化に貢献していること。

7 表彰等

上記審査により決定した各賞については、すみやかに受賞者に通知するとともに、環境省のホームページ上で公表するものとする。また、受賞者には表彰状及び副賞を授与し、表彰式は平成19年1月下旬に行う。

8 その他

応募資料(提出物)は、原則として返却しない。

また、環境省は、応募資料を当該表彰の目的であるエコツーリズムの推進のために自由に使用できることとする。